**東灘処理場におけるこうべバイオガス販売規程**

（目的）

第１条　本規程は、神戸市（以下「市」という）が、東灘処理場において販売する天然ガス自動車燃料（以下「こうべバイオガス」という）を売買する際の手続きや各種基準を定めたものである。

（売買契約の締結）

第２条　こうべバイオガスの購入を希望する事業者（以下「申込者」という）は、市に対し、こうべバイオガスを購入しようとする原則2週間前までにこうべバイオガス購入申込書（第１号様式）を提出しなければならない。

２　こうべバイオガスを購入するために、東灘処理場内に設備の設置や工事が必要な場合は、その内容や費用負担が分かる資料（以下「工事等資料」という）を、前項の申込書と合わせて提出しなければならない。

３　市は、こうべバイオガス購入申込書を受け、販売承認条件を満たす申込者に限り、こうべバイオガス販売承認通知書（第２号様式）を送付する。

４　前項の承認通知書を受けた申込者は、市とこうべバイオガス売買契約（第３号様式）を締結するものとする（以下、契約を締結した者を「契約者」という）。

（販売承認条件）

第３条　市が販売承認する条件として、申込者は東灘処理場内にて、こうべバイオガスを自動車燃料として、購入を希望する顧客へ広く販売可能な者とする。

２　工事等資料の内容によっては、販売承認しないことがある。また工事等の費用を自ら負担することを明記していないものは販売承認しない。

３　市は申込者の利用目的によっては販売承認しないことがある。

４　市の供給可能量により販売を承認しないことがある。

（契約期間）

第４条　本契約の期間は、契約締結と同年度の3月末までとする。

２　前項の期間が満了する日の原則1か月前までに、市又は契約者から、書面による契約解除の申入れが無かった場合、契約は従前と同一条件で、さらに1年間更新されるものとする。

（設備の設置及び工事）

第５条　契約者は、申込の際に市に提出した工事等資料に基づき、設備の設置や工事を行う場合は、その詳細について契約後すみやかに市と協議し、市の承認を得たうえで施工する。

２　前項の工事成果物等は、それが不要になった場合、又は契約が解除された場合は、契約者の負担で速やかに撤去し原状回復するものとする。

（販売単価）

第６条　市から契約者へのこうべバイオガス販売単価は、１Nm3当たり60円（税抜）とする。

２　市は、前項の販売単価を改定することがある。改定に当たっては、市は契約者と事前に協議を行い、双方合意の上改定を行う。合意に至らない場合、市は契約を解除することがある。

（顧客への販売及び販売単価）

第７条　契約者は、顧客との手続きや料金徴収、販売促進等を行うものとする。

２　前項について市から契約者へ問い合わせがあった場合は、これに応じるものとする。

３　契約者から顧客に販売する際の単価について、設定または変更する場合は、市と協議し、市の承認を受けるものとする。

（こうべバイオガスの品質基準）

第８条　市が販売するこうべバイオガスは、神戸市東灘処理場において、下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを、品質管理基準（別表１）に示す性状まで精製したガスとする。

２　排ガス性状及び走行性能について、市は責任を負わない。

（計量）

第９条　こうべバイオガスの計量は、当ステーションに備えたディスペンサーの計量器により行う。

２　計量の単位は、Nm3とする。

３　計量における有効桁は小終点以下第二位とし、第三位以下は切り捨てるものとする。

（請求及び支払）

第10条　市から契約者へのこうべバイオガス売買金額の請求は、４月から翌年３月までの12カ月分の合計とし、翌月4月に請求を行う。

２　契約者は、前項の請求があった場合、市が発行する納付書に定められた期日までに代金を支払わなければならない。

３　契約者が支払いを怠った場合、当該料金の額につき法定利率で当初の納付期限の翌日から起算してその金額を納入した日までの日数によって計算した額に相当する額を、遅延損害金として市に支払わなければならない。

４　本条に定める事項について別途売買契約書で定めた場合、この限りではない。

（契約の解除）

第11条　契約者から市へ、こうべバイオガスを購入しない申し出があったとき、市は契約を解除する。

２　市の設備の不具合等により、こうべバイオガスの安定供給が困難になったとき、又は市の方針によりこうべバイオガスの販売が中止されるときには、市は契約を解除することができる。

３　契約者が契約の履行を適切に実施することができないと、市が判断したときは、市は契約を解除することができる。

（暴力団員等の排除に関する措置）

第12条　市は、契約者又は契約者の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者であること又は本規程が暴力団員等の利益になることが判明したときは、何ら催告を要せずに本契約を解除することができる。

２　前項の規定は、市が契約者に対して損害賠償請求することを妨げるものではない。

３　前項及び前々項による契約者の損害について、市はその責を負わない。

（紛争の解決等）

第13条　市と契約者との間に紛争を生じた場合、又はこの規程に定めのない事項については、関係法令等によるほか、必要に応じて、市と契約者との協議の上定めるものとする。

（本規程の改定）

第14条　関係法令が変更された場合や、市の運用に変化があった場合等は、本規程の内容を改定することがある。この改定により、契約者に損害があった場合でも、市はその責を負わないものとする。

附則

この規程は令和７年３月25日から施行する。

別表１　品質管理基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 性状 | 単位 | 管理値 |
| メタン | vol% | 97以上 |
| 酸素 | vol% | 4以下 |
| 硫化水素 | ppm | 0.1以下 |
| シロキサン | mg/Nm3 | 1以下 |
| 露点 | ℃ | －51以下 |
| 付臭 | 臭気濃度 | 2,000以上 |

 第１号様式

|  |
| --- |
| こうべバイオガス購入申込書 神戸市長　あて 住　所社　名　　　　　　　　　　　　　　代表者名  東灘処理場におけるこうべバイオガス販売規程の第２条により、こうべバイオガスステーションにおいてこうべバイオガスの購入を希望しますので、次のとおり申し込みます。 |
| １．申込日 | 年　　　月　　　日 |
| ２．購入開始希望日 | 年　　　月　　　日 |
| ３．連　　絡　　先 | 名称 住所 担当者 ＴＥＬメールアドレス |
| ４．添付書類（あれば記載のこと） |

第２号様式

|  |
| --- |
| こうべバイオガス販売承認通知書住　所 社　名 代表者名 神戸市長　　東灘処理場におけるこうべバイオガス販売規程の第２条により、申込書に対して、次のとおり承認します。 |
| １．承認日 | 年　　　月　　　日 |
| ２．販売開始日 | 年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| こうべバイオガス売買契約書 |
| 神戸市（以下「甲」という。）と購入者（以下「乙」）という。）との間に、東灘処理場におけるこうべバイオガス販売規程の第2条により、契約を締結する。条件は以下のとおりとする。１．供給開始日　　　　　　　令和　　年　　月　　日２．販売条件　　　　　　　　東灘処理場におけるこうべバイオガス販売規程　　　　　　　　　　　　　　（変更があった場合はそれに従うものとする）この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　神戸市中央区加納町６丁目５番１号甲　　　　　神戸市　　　　　　　　　　　　代表者　神戸市長　　　　　　　　　　　 ㊞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　乙　　　　　社　名　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　 　　　　　　　　　　㊞ |

第３号様式